

愛媛県特定希少野生動植物 カジカ中卵型保護管理事業計画

I 計画の基本方針

カジカ中卵型 *Cottus sp.ME* は、北海道北部と南九州を除く日本海および瀬戸内海斜面流入河川に分布するカジカ科の淡水魚類で、ドンコに似るが体表にヌメリがあり胴体が長い。吸盤状の腹びれを持たず、ヨシノボリ等のハゼ類と比較して落差等の障害物を乗り越える能力が低い。冷水を好み、浮き石の天井部分等に12月から2月に産卵し、孵化するまでオスが卵を守る。孵化仔魚は海域に下り、3月以降河川に遡上する。この条例指定種の生息環境を地域の特性に応じて一体的に保全することを目標に、生息環境等の整備や、保全に資する技術開発等の保護管理事業が適正かつ効果的に実施されることを本保護管理事業計画の基本方針とする。

II 生息地の状況と存続を脅かす要因

県下では瀬戸内海斜面の流入河川で確認されているが、現在では隘灘流入河川にしか生息しておらず、確実に再生産している河川は1河川のみである。

本種は冷水で目詰まりの無い礫底を好み、河床間隙を主な生息場所として利用している。近年の河川改修に伴う河道横断人工構造物は、流域が細かく分断しており、本種の上流域への遡上が制限されている。本種の生息場所は礫間に生じた河床間隙であるが、土地利用率が上昇することにより細粒土砂の流出が増加し、特に下流域での河床間隙が消失し、生息環境が悪化している。また孵化仔魚が感潮域や河口沿岸で浮遊生活を送り、河川に遡上する生活史を送ることから河口域での環境悪化や回遊経路の阻害が個体群の存続に影響を与えている。

III 保護管理事業

1 目標及び推進内容

本種の保全のためには、生息河川内に生息環境を安定的に確保する必要がある。生息河川では河道の浚渫工事や護岸のコンクリート化が進行していることから、推進内容には本種が遡上可能な河川構造に最大限の配慮を行うと同時に、生息場所や産卵場所として利用する河床間隙の安定的な創出を図る技術開発も併せて対策を講じるものとする。

目標「カジカ中卵型が生息する河川における安定的な生息環境の確保」

推進内容

- ・生息河川内の生息環境創出
- ・関係機関等との情報共有と普及啓発活動

2 事業の区域

事業の区域は愛媛県内で本種が生息する区域とする。また、新たな生息が確認された場合は、生息状況等の調査を行い、事業の区域に含めるものとする。

3 事業の推進内容

(1) 生息河川等における生息環境創出

本種は、ヨシノボリ等と比較して落差等の障害物を乗り越える能力が低いことから、アユを主対象とした魚道では遡上が困難な場合が多い。生息河川では落差工に適切な魚道を設置する必要がある。特に、最下流の構造物は特段の配慮を行う。

魚道設置時は可能な限り魚道入口の段差を小さく滑らかにし、剥離流が発生しない構造とし、魚道側壁は緩傾斜で水際を広く設定する。また、産卵環境を維持するために河道の直線化や平坦化を防ぎ、瀬と淵の繰り返しを消失させない工法を推進する。

(2) 関係機関等との情報共有と普及啓発活動

多様な行政部局が関わる各種開発行為の箇所や規模に制限されることなく、本種の生息情報や潜在的な生息可能性がある範囲について事前に把握、検討できるシステムを構築する必要がある。

また、本種の保護を効果的に行うために、学校教育や社会教育等の場面において環境教育を推進し、県民等の理解を広め、保護に対する自覚を高めるための普及啓発活動を行う。

4 事業の推進体制

本種の保全においては、県及び市町、河川管理者、民間団体、動物園、大学等の研究機関等の多様な主体が参画し、保護管理事業を推進するものとする。

IV その他

この計画に定めのない項目については、別途協議を行うものとする。